

平成 26 年

総務産経常任委員会会議録

平成 26 年 9 月 11 日

田上町議会

平成26年第4回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成26年9月11日 午前9時
- 3 出席委員
1番 今井幸代君 9番 川口與志郎君
4番 浅野一志君 11番 池井豊君
5番 熊倉正治君 13番 泉田壽一君
8番 松原良彦君
- 4 委員外出席議員
議長 渡邊正策君 2番 椿一春君
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
町 長 佐藤邦義 地域整備課長 土田 覚
副町長 小日向 至 産業振興課長 渡辺 仁
総務課長 今井 薫
- 7 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 中野幸作
書記 渡辺絵美子
- 8 傍聴人
三條新聞 新潟日報
- 9 本日の会議に付した事件
承認第6号 専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第2号））の報告について
議案第29号 田上町長の給与の特例に関する条例の制定について
議案第32号 田上ごまどう温泉関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第33号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について中
第1表 歳 入

第1表 歳出の内

2款 総務費（1、5項）

5款 労働費

6款 農林水産業費

7款 商工費

8款 土木費

第2表 債務負担行為補正

第3表 地方債補正

請願第 6号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、皆さんおはようございます。

総務産経常任委員会の付託案件審査始めたいと思いますが、田んぼを見ますとなかなか機械がいっぱい動いて忙しそうではありますが、一方、東京や今北海道では大雨ということで、なかなか災害が起きそうな状況のところもあるようでございますが、町においては災害がないようにというふうに願っておりますが、それではただいまから委員会始めたいと思いますが、新潟日報さんと三條新聞のほうから傍聴の申し出がありますので、許可してあります。

それでは、始めたいと思います。

最初に、町長のほうからご挨拶お願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 改めましておはようございます。

初日の議会のご苦労さまでございました。議案の提案と、それから人事案件、そして一般質問の4人の皆さん、議員からご質問いただきましてありがとうございました。

また、きょう付託をしたのは一般会計の専決処分、補正予算1件と、これは専決で1件ありまして、それから議案第29号は田上町長の給与の特例に関する条例の制定について、そして議案第32号はごまどう温泉の関連の条例の一部改正ということであります。そして、一般会計の補正予算でございますので、よろしくご審議お願いしたいと思っております。

なお、9日の日の全協では、初めて議員の皆さんには仮の生涯学習の併設についてのたたき台をお示ししましたので、議員の皆さんは多分驚かれたらうと思っておりますが、あくまでもたたき台でございますので、これからコンサルを入れたり、皆さんには何回か全員協議会で提案いたしまして、できるだけいいものを作りたいと思っておりますので、何とぞご理解をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。

それでは、審査に入りたいと思いますが、審査の方法は、承認第6号はこれ1件だけ別にしたいと思っておりますし、議案の29号と32号、これは一括にしたいと思っております。それと、議案の33号は、これ単独でということでしたいと思っております。それで、委員

の皆さんには最後に請願が1件ございますので、終わりましたら請願の審査をお願いをしたいと思います。

それでは、承認第6号、専決処分について説明をお願いいたします。

総務課長（今井 薫君） おはようございます。

それでは、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。承認第6号ということで専決処分の報告でございます。この内容につきましては、7月の9日に発生しました集中豪雨に伴う災害関連予算を13款に災害復旧費を新設し、関係予算の追加をお願いするものでございます。

それでは、内容について説明申し上げます。4ページをお開きいただきたいと思います。平成26年度田上町一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ834万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,322万円とするものでございます。

それでは、歳入のほうから入らせていただきます。9ページをお開きいただきたいと思います。19款繰越金の関係でございます。1目の繰越金ということで、補正額834万円をお願いするものでございます。

続きまして、10ページの歳出につきましては、公共土木のほうは地域整備課のほうから、それからその他公共施設災害の部分については産業振興課のほうより説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

地域整備課長（土田 覚君） 改めておはようございます。それでは、13款の公共土木施設災害復旧費についてご説明申し上げます。

これも委員会等でもご説明申し上げてありますが、7月8日から7月の9日の豪雨対応についての経費でございます。7月8日の午後10時から7月9日の午後1時までの間に総雨量96ミリを当町で記録してございます。一番最大に降ったときは、午前6時50分から午前7時20分までの30分間で雷を伴った猛烈な雨が降ってございます。27ミリを記録してございます。職員の対応でございますが、午前2時に第1次配備、午前7時25分に第2配備をとって対応してございます。人的被害、家屋被害、土砂崩れ等は幸いにしてなかったものでございます。道路冠水については、国道5カ所、町道5カ所。応急作業の内訳でございますが、道路10カ所、河川、水路5カ所、その他1カ所、それらの経費が今回専決をお願いしたものでございます。

また、先般の一般質問でも言われましたが、第1配備の前には私と私どもの課長補佐と総務課長、第1配備の職員については三条管内の雨量データ等が刻々と、2次前にどんどん、どんどん情報として入ってくるようになっていきます。また、町長

におかれましては、重大な災害のおそれがあるときについては国交省から単独で町長のほうに連絡が入る、首長宛てに入るというシステムになってございます。国交省の通称ホットラインと言われるものでございます。最近では、23年度の水害がそうだったというふうに記憶してございます。

それでは、説明申し上げます。1目の災害復旧費706万7,000円をお願いするものでございまして、説明欄お願いします。3節の職員手当等7万7,000円、これは職員の時間外手当でございます。7賃金、事務補助員の賃金を2,000円をお願いするものでございます。12節の役務費、これは手数料ということで応急復旧に携わった作業員の費用でございます。延べ117人かかってございます。次に、14節使用料及び賃借料317万6,000円をお願いするものでございまして、車両等の借り上げでございます。延べでお話し申し上げますが、ダンプが29台、バックフォー18台、水中ポンプ等の借り上げでございます。16節の原材料費でございますが、応急復旧に伴う原材料でございます。植性土のうやら砂利道のクラッシャーラン等でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、67万8,000円をお願いするものでございまして、小規模崩壊防止工事補助金ということで条例で定めてございますが、上野地内の渡辺継徳さんの法のところを小規模崩壊防止工事を行うということでございまして、今回の雨によってもう崩れそうになったということで行うということで、補助率が総事業費の30%でございます。したがって、総額で706万7,000円をお願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

産業振興課長（渡辺 仁君） では、引き続きまして私のほうからご説明申し上げます。

13款の2項でございます。その他公共施設災害復旧費、1目その他公共施設災害復旧費ということで、事業としても同じ名前でございますが、127万3,000円をお願いするものでございます。これも7月8日深夜から7月9日の午前中に雷が集中的に多発生いたしました。田上町の総合公園YOU・遊ランドにも、ホールの多分屋根に落雷したのではないかとおぼれておるのですけれども、9日の朝、管理人が8時に来た時点で館内の自動火災報知機のベルが連動しておりましてとめられない状態でございます。その日のうちに調査した結果、自動火災報知機設備の受信板の基盤と防煙排煙設備の連動操作盤の基盤の破損を確認いたしました。また、光電式のスポット型感知機8個、定温式のスポット型感知機3個の基盤及び放送設備の破損を確認いたしまして、修理を行ったということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 説明終わりましたが、質疑のある方どうぞ。

11番（池井 豊君） 産業振興課、まずそのところ、損害状況わかりました。落雷によるものと推測されるということなのですが、落雷は火災保険の補償の範囲だと思うので、火災保険による補償がどのようになるのか補足説明していただきたいと思います。

もう一点、それからちょっと地域整備課長がついでで話ししてくれた国交省から町長に直接という話なのですけれども、それで携帯電話とか自宅とか、そういうところへ直接行くというような話なのか、町長来たらそれを今度どこに伝えるのかというところ、そこら辺までちょっと聞かせてもらえれば幸いです。

産業振興課長（渡辺 仁君） 保険についてでございますが、これは町村会の保険、火災保険にセット、全部入っておりますが、今手続中でして、まだはっきりとしたのが決まっていないのですけれども、一応火災保険で見られるということで、後ほど入ってくると思うので、歳入のほうに入ってきたら入れたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

11番（池井 豊君） 保険で全部出るということだね。

産業振興課長（渡辺 仁君） 一応出る見込みでございます。申しわけございません。

地域整備課長（土田 覚君） ホットラインの関係でございますが、直接町長の自宅に入ることになってございますが、その前段でもう当町の第2配備がかかってございますので、町長は第2配備の段階である程度心の準備をして、あくまでもホットラインは重大な災害が発生するおそれのあるときという建前になってございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

では、私のほうで確認しておきますが、7月の委員会のときに作業活動からいろいろ資料いただいてございますが、これ以外に増えている分というのはありませんね。

地域整備課長（土田 覚君） ありません。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、専決処分の関係はいいでしょうか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、続きまして議案第29号、32号について説明をお願いいたします。

総務課長（今井 薫君） 議案書の11ページをお開き願ひたいと思ひます。議案第29号

田上町長の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

それでは、1枚はぐっていただきまして中身をご説明申し上げます。今までの条例の全部を改正して制定するという形になりますので、内容について説明申し上げますが、10月から12月の3カ月間、20%町長の給与を減じるものでございます。金額を申し上げますと、今月額69万円でございますので、その20%で計算しますと13万8,000円でしょうか、それが3カ月分ということで41万4,000円となります。ただし、12月期末手当がありますけれども、そちらのほうには反映しないという部分でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君）　続きまして、32号。

産業振興課長（渡辺　仁君）　続きまして、議案第32号　田上ごまどう温泉関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてということでお願いいたします。

議案書の23ページをお開きいただきたいと思っております。そちらに議案第32号ということで載っております。1枚はぐっていただきますと24、25に詳細が載っておりますけれども、もう一枚はぐっていただきますと資料ナンバー53ということで新旧対照表が載っておりますので、そちらのほうでご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それで、今回条例を一部改正するというところでございますけれども、皆さんもご承知のとおり1月1日より指定管理に移行するというところで、そのための条例改正と、下にごまどうの湯っ多里館の駐車場のところに温泉スタンドがございます。設置してからずっと使用してまいりましたけれども、後で関連で出てきますけれども、温泉の噴出量が少なくなると自動的に、あれ湯圧でやっているものですから、とまったりするもので、今年の5月にもうバルブを閉めて使えないようにしてございます。それで、年数も経過しておりますし、安全の面を考えて、今回それをやめようということでの条例改正でございます。

では、資料ナンバー53のところを順を追って説明申し上げます。第1条の部分、下線が引いてございますけれども、地方自治法の公布年、種別、番号等がついておりませんでしたので、それを追加させていただきます。

第2条、先ほど言いましたとおり下の温泉スタンドを廃止して、上にエレベーター棟から通路を抜けたところにも源泉口があるのですけれども、そちらを温泉スタンドとしようということで、その改正でございまして、住所もごまどう湯っ多里館の体験棟の住所と同じところに温泉スタンドということで設置をさせていただくと

いうこととさせていただきます。

続きまして、第3条、「管理」の部分ですが、そこを「指定管理者による管理」ということとさせていただきますし、指定管理者による管理を規定し、根拠法令を明記したということとさせていただきます。

そして、第3条第2項の「町長は」と始まる部分を削除、削るということとさせていただきますが、再委託については基本協定書に規定するため、これを削除させていただくということとさせていただきます。

そして、第4条、追加で指定管理者が行う業務ということで、指定管理者が行う業務の範囲を規定しておりまして、第4条の1号から4号までを追加させていただくということとさせていただきます。

第5条、4条が第5条、条ずれになっておりまして、利用の許可及び制限ということで、一番上の5条のところのアンダーラインの部分は、前条に規定しているため、語句の説明を削除させていただく。

そして、第2項第1号から第4号までの間で「とき。」とあるものを「もの」、条文のほうでは「該当するものは利用することができない」というふうになっておりますので、それと合わせるということで、1号、3号、4号までの部分、「とき。」とあるものを「もの」と直すということと、第4号のところ「その他町長が」というところを「その他指定管理者が」ということで、町長を指定管理者に改正するということとさせていただきます。

それと、第5条が6条に条ずれということで、「施設使用料」、それを「利用料金等」ということで改めさせていただくと。

第2項から第4項までを追加させていただく。

別表内の利用区分及び金額の改正、源泉の全部を削除ということで、これは後ほど出てきますので、そちらでご説明申し上げます。

1ページはぐっていただきまして、6条が7条に条ずれということで、「施設使用料の減免等」ということで、それが「利用料金等の減免等」ということで変更になっておりますし、「町長」を「指定管理者」ということで変更となっております。

賠償責任も条ずれで7条が8条になる。

過料の8条も条ずれで9条になりますが、ここに使用料の後に「又は利用料金」というのを追加させていただくということと、第10条として町による管理ということで10条を追加させていただくということとございまして、田上町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条により、指定管理者の指定を行わないと

き、指定管理者の指定を取り消したときは、町長が行うこととなっているため、準用する規定を明確にするとともに、町長が管理することができるよう字句を読みかえるための条文を追加ということでこの10条を入れてございます。

9条が11条に条ずれになりますし、別表第5条関係というのが第6条関係、利用料金も600円が700円、500円が600円、300円が400円ということで100円ずつ変更ということですし、一番下の田上ごまどう温泉の源泉ということで、立方150円というのは、1ページ前に戻っていただいて、新しい利用料金等の第6条第4項の中に記載してございますので、こちらの表からは抜かさせていただいたということでございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。

それでは、議案第29号のほうからいきたいと思いますが、質疑のある方、どうぞ。9番（川口興志郎君） 月額が減額が20%と3カ月と提案されておりますが、そういう3カ月、20%の減というふうな根拠、理由、ちょっとその数字を設定した考え方というか、それについて質問したいと思います。

それともう一つ、2点目ですが、この減額が期末手当に反映しない、期末手当には影響させないということではありますが、普通の常識では月額を基礎にして、基準にして期末手当というのは考えるわけで、それは常識的なことだと思います。そうしなかった、それをあえて期末手当と関係を絶って期末手当は今までどおりとした理由について、その2点伺います。

総務課長（今井 薫君） 1点目のご質問でございますけれども、なぜそういう20%、3カ月ということでございますけれども、町長、最初の提案理由の中にも上げてございますけれども、道義的、政治的責任のとり方の一つとしてという部分でございます。私もいろいろこういう例があるのかどうかということで各首長の給与の減額について調べさせていただきましたけれども、こういう例は余りございませんでした。事故の内容はもう皆さんご存じのとおりでございますので、余りそういうものに対してこれだけ、20%を3カ月というふうな部分ではございません。そういう事故の起こし方も私は初めてでございますので、調べようがないものでございますので、あえて言えば道義的、政治的な責任のとり方の一つという部分でございますし、今ほど期末手当の関係が出ましたけれども、これについては期末手当とかそういうものに反映させないというのが普通の考え方だと思っておりますので、そういうふうな提案をさせていただきました。

以上です。

副町長（小日向 至君） ちょっと補足させていただきますが、後半の部分については総務課長言ったとおりなのでしょうけれども、20%、3カ月とした根拠自体は、参考にするのがなかったのは事実でありまして、町村会事務局にも聞いたのですけれども、なかなか事例がないということで、そこであえて一つの参考としたのが6月に県知事がヨウ素剤の関係で減給、20%、1カ月ということが1つありました。かなり昔、長岡市長が県外で人身事故起こしたという事例があったのですが、減給されていなかった。それはその事情なのでしょう。そういうのありました。もう一つは、職員の懲戒処分に関する条例というのがありまして、もしこの事故が職員だったらどうなのだろうというのを一つの物差しとして参考にさせていただきました。仮に今回の事例を職員に例えますと、減給10%、1カ月か文書による注意の範囲におさまるのだろうなというふうなのを参考にしながら、当然町長の場合は職員と違いますので、10%、1カ月というわけにもいかぬだろうしということで、今お話ししたように20%、3カ月というみずから重い部分をこういう形で科したということで、正直言って何に合わせてこれにしたというのはまずない。参考にしたのは、県知事の関係と職員の絡み、長岡市長にそういうことがあったという事例もあったり、もろもろの中でこういう提案をお願いしたということですので、よろしくお願いいたします。

9番（川口與志郎君） 20%、3カ月という根拠がないけれども、そういうふうに決めたということで、私はその決め方については納得できますが、初めはかなり町長には、これをきちっと検討する前だったかと思いますが、かなりもっと重たい……

（もっと軽いさ。50%、1カ月は軽いこて。これ60%だも
ん、3カ月での声あり）

9番（川口與志郎君） 私の認識では、もっと重い減給をというふうに考えておられたのではないかと認識しているのですが、間違いでしょうか。

副町長（小日向 至君） 確かに当初は50%を1カ月限りという考え方もあったのですが、お話ししたようにそういうことも参考にしながら、町村会の事務局にも若干相談したら、50%なんていうのはちょっと、50%もカットするぐらいならやめたほうがいいのではないのという意味合いにとられますよという部分がありますし、もともとわかりのとおり町長は職員と違いますから、生活給ではありませんので、職員ですと正直言って10%以上のカットというのはできないのです。期間も6カ月以上はできないという規制がありますが、町長の場合は別なのですが、そういう意味

で確かに50%ということ出すと非常に、もうぱっと見というか、表現的には大きなカットというふうに見えるかもしれませんが、その辺からちょっと声が聞こえたようですが、20%掛ける3カ月というのは逆に60%カットにはなると思います。

ちなみに、これ参考になるのかどうかわかりませんが、金のことだけいいますと、月額69万の、町長が実言うとこの事故の関係だけで仕事を休んだ期間というのは約7日ぐらいあります、入院も含めて、実質的に。土日抜きます。それを単純に計算しますと、それ給料にはね返していいますと22万円くらいになります。それが今回の合計トータル41万4,000円と、いいか悪いかはまた別ですが、そういうもろもろのことを考えながらこういう金額に至ったということをご理解いただきたいと思います。

9番（川口與志郎君） 今の答弁、かなりわかりましたが、ただ実際にこの事故で町長の勤務が欠けたという、そういうことだけの判断ではなくて、先ほど一番最初に話がありましたが、道義的な面というのがあって、全国的に報道されたというようなこともありますので、町民からすると大変心配であった。町長自身あるいは相手方自身、人身事故でなかったということもほっとして、皆さん、アルコールの検出もなかったということで、町民の方はほっとしているというふうに思いますが、これいろいろ悩んで考えられたことだと思いますので、やむを得ないのかなというふうに思いますが、期末手当に反映させないと、そういうのが一般的だというお話でしたが、その辺がよくわからない。それが普通のサラリーマンといえますか、私らも給料もらっていましたが、月額が減ったらボーナスも減ると、期末手当も減る。逆に増えた場合には期末手当にはね返っていくという、それが社会的な常識だと思いますが、その点で県知事の場合にはどうだったか、長岡市長、県知事がそういう減額、減給したという話今ありましたが、それは期末手当には反映していないのでしょうか。

副町長（小日向 至君） 県知事の場合どうなっているかというのは、調べていませんからわかりませんが、まず期末手当に反映する、しないというのは、根本的には基本給に対して率を掛けていくわけですから、今回町長が給与を減額したというのは、基本的な給料減らしたというわけではなくて、一定の期間だけ。一般的には、期末勤勉手当等の基本というのは、それを定める半年ぐらい前でしょうか、の期間の勤務状態等々を考慮した中でいくわけですから、今回たまたまその中にも入りましたが、考え方というのは基本になる給料を大切に、そこに掛けていくという部分でして、今回たまたまその中のいつときの部分をカットさせていただくということ

ですので、意味合いがちょっと違ってくるものですから、一般的にはそこまで反映させていないというのが通常的なのかなというふうに判断しております。

1 番（今井幸代君） すみません、参考程度に教えていただきたいのですが、今回の事故によって職員の方含めたイレギュラーな大分マスコミの対応等もあったかと思えますし、その辺のイレギュラー対応が実際どのぐらい業務に支障が出てきたのかというところだけ、まずは確認をさせていただきたいと思えますが。

総務課長（今井 薫君） イレギュラー対応と申しますか、マスコミさんのほうが相当私のほうに来ましたし、経過申し上げますと、私も全然知らない中での、マスコミが早く来ていた部分で、マスコミのほうから聞かせていただいたという、当初ございました、実際の話。警察がそういう対応したものですから、今後ちょっと困りますといった話もさせていただいたのですが、業務自体についての、なかったとは言いきれない部分だと思えますけれども、時間外の対応とかもちょっとありましたし、マスコミの報道の関係もございましたので、それは町民の皆様方にもいろいろなご迷惑をおかけしましたし、職員にもそれ相当のいろいろな風当たりも強かった部分もありましたけれども、業務に対してはさほど支障なかったというふうに私は受けとめております。

以上です。

1 番（今井幸代君） マスコミ対応等で少し時間をとられたことはあったけれども、大きな業務支障というところまでは至っていないというふうなことで理解をさせていただきたいと思えます。

町民の皆さん方にも今回の町長の給与の減額ということで声を聞いてみると、行政処分自体の結果が出た後の20%の3カ月という、逆にここまでやらなくてもいいのではないかなんていう声も聞こえてくるのも結構多いです。道義的な責任のとり方ということで今回これだけの給与減額をされるというのは、私は非常に妥当な範囲ではないかなと思えますので、職員の業務に大きな業務支障も出ていないということであれば理解できるものではないかなというふうに考えています。

総務産経常任副委員長（松原良彦君） 私も今回のこの事故に対して、町長が責任、道義的責任と申すというのは当たり前のございますが、私から見るとこの金額はちょっと高いかなというふうな気もしているのです。というのは、町の中で、この新潟県の町の中で、7町の中で下から2番目の給与の水準なのです。

（10町村だよの声あり）

総務産経常任副委員長（松原良彦君） 町の中で。町の中では、7町の中では下から2

番目。そんな低い給料で頑張ってくださいっていて、そういうようなことから考えると高いかなとは思っているのですけれども、でも町長が自分で決めたことですから、特にどういうこういうというのは浮かんでできませんけれども、今後町のために一生懸命頑張っていたらというふうな気持ちで私は迎え入れたいと思います。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

それでは、議案第32号のほうの質疑を行いたいと思います。どうぞ。

産業振興課長（渡辺 仁君） 私1つ説明を忘れておりましたので、追加させていただきたいのですけれども、資料ナンバーの56、11条の表が出ているかと思えます。その中で、料金の話だけしましたけれども、区分欄のところには18時までの入館ということになっておりましたが、それを17時までということに1時間早めさせていただきました。これは、指定管理者とお話をしたのですけれども、前々からちょっとお話しした中で、やはり会社帰りにぱっとお風呂に入りに来るときに6時からだどこかで待ってなければだめな時間なのかなということで、会社帰りにすぐ飛び込みで入ってこられるようにということで、5時からということに1時間早めさせていただきましたので、その下、大人500円が600円に値上がりする部分を18時以降というのを17時以降ということに延長させていただきたいということで追加させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、今追加の説明ありましたが、ほかに質問はありませんか。

9番（川口興志郎君） 100円値上げの件ですが、私は値上げしないで済めば一番いいと思いますが、値上げしなければいけない理由をお聞きしたいということと、それから値上げすることによって入館者が減る可能性もあるわけです。その辺どのように見ているのかということ。

それから、近傍にいろいろ日帰り温泉できていますが、その料金、入館料のバランスでいうと、ほかは意外に高いところ多いと思いますが、田上の湯っ多里館は安いことが売りになっているという、あそこは安いから、田上安いから、ほか行かないでここへ行きましょうというのもあると思うのですが、ほかの日帰り温泉の料金と比較で田上の場合はどうなのか、その点質問いたします。

産業振興課長（渡辺 仁君） 前々から料金についてはいろいろと検討はしてまいったのですけれども、1つ参考として私が用意したものは、平成16年度の灯油の料金。今は、年間20万人いたときと17万人ぐらいでも年間通しての灯油の使用量というのはほとんど変わっていません。21万6,000リッター前後ということで、開いていれば

同じぐらい灯油は食うのだよということでお考えいただければいいと思いますが、その当時、平成16年ですと20万人を超えておりました。今17万4,000人ですから、3万人ぐらい違うのですけれども、その当時と平成24年度で比べると、灯油で60%、1,210万円ほどが1,950万円ほどに灯油の料金が上がっております。それと、光熱水費が27%、2,260万円ぐらいが2,860万円ぐらいということで、この辺を見ても、当時であれば何とか600円のものでは回ったのでしょうけれども、町がやっているものですから、上がり方ということではなくてやっていられたのですけれども、指定管理者に移行した場合に600円でやっていくには余りにも物価が高くなり過ぎたというものもございまして、やむを得ず700円にということでございます。

2番目の質問でお客が減るのではないかとということでございますけれども、ある程度減るとは思っておりますが、その減り方にもよるのですが、1割やそこら落ち込んでも100円値上げの部分では何とかなるのかなと。2割、3割、4割と減っていくと、これは大変なことになるのですけれども、そのような考えでしております。

多施設の料金ということで、私ども前に調べたのがございます。確かに500円程度のところもありますけれども、700円が紫雲の郷とかざぶーん、あとさくらんど温泉が700円。これももちろん大人の料金でございますが、あとそれ以上というと、いい湯らていさんが850円、じよんのび館が、調べた時点、2年ぐらい前なのですから、1,000円ということで、あと加茂美人の湯が800円ということでございまして、どちらも私と同じように16年当時のので諸経費というか、物価の計算をすると、なかなか大変ではないかなというのが見てとれるのではないかなと。うちだけが上がっているわけではございませんので、ボイラー等灯油使っているところも多いと思いますので、どちらもやっぱりそのままやっていくというのはなかなか大変なのだろうということでございますので、よろしく申し上げます。

副町長（小日向 至君） 確認だけ、一言だけ言わせてください。

3月議会で指定管理者を決定するときに既にこの指定管理者はこういう条件で運営していきたいということをみんな考慮した中で決定されているということですので、それらも十分考慮した中で審議していただければということです。

4番（浅野一志君） 参考までに伺いたいのですけれども、湯っ多里館の無料券ありますよね。無料券について、例えば100円払うのか、100円上がっていますけれども、100円払う必要があるのか、無料は無料なのか。

産業振興課長（渡辺 仁君） 無料券は無料ですから、最初からお金は取らないということなので、無料にそのままなるということです。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありませんか。いいですか。

それでは、議案第32号の質疑をこれで終わりたいと思います。

では、続きまして議案第33号、一般会計補正予算について説明をお願いいたします。

総務課長（今井 薫君） それでは、議案書の26ページからになりますので、よろしくをお願いいたします。

議案第33号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,122万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,444万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入のほうからご説明申し上げます。議案書の34ページからになります。9款地方特例交付金の関係でございますけれども、補正額は63万7,000円でございます。これにつきましては、交付決定によるものでございます。

その下の10款地方交付税の関係でございますが、4,416万2,000円の補正でございます。これは、説明欄にも書いてございますけれども、普通交付税の部分で交付決定によるものでございます。

それから、14款国庫支出金の関係でございます。2項国庫補助金、3目の土木費国庫補助金につきましては、減額の420万円でございます。これにつきましては、説明欄にちょっと書いてございますけれども、社会資本の整備総合交付金ということで、国のH25の補正予算の成立に伴いまして、その減額の部分でございます。当初二重計上で上がっていた部分でございますので、その部分を減額させてもらうということの内容でございますし、その下の6目の総務費国庫補助金でございますが、98万1,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、基本的に国の100%補助の部分でございます。何回か説明申し上げますけれども、マイナンバーの関係でございます。国のほうでは今プラットフォーム事業ということで、国と県と市町村をプラットフォーム事業でサーバーをつないでいくという部分での補助金となっております。

それから、35ページに行きまして、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金でございます。補正額116万9,000円でございます。説明欄にも書いてございますけれども、1節の農業委員会費補助金でございますが、82万5,000円。これにつきましては、農地法の改正に伴いましてシステム改修が必要だということで、その補助でございます。100%補助でございます。その下の4節、水田農業構造改革対策事業費補助金でございますが、2万9,000円。これも100%補助でございます。

農地プランの関係の事務費でございます。それから、5節の林業費補助金でございますが、31万5,000円。これにつきましては、県の県単事業といいますか、林道の関係の橋梁の点検ということで、2橋梁させていただくという部分で補助が決まったということになりまして、補助額としましては45%補助でございます。

それから、6目の教育費県補助金でございますが、24万円でございます。これにつきましては、未来への扉を開くキャリア教育推進事業補助金ということで、基本額が2分の1補助でございます。子どもたちにふるさと愛護とか、これから生きていく力ということも含めて社会奉仕活動とか、そういうキャリア教育の推進をやっていくための事業に対しての2分の1補助でございます。

続きまして、同じく15款になりますけれども、3項委託金の関係でございます。1目総務費委託金で9,000円でございます。これは、統計調査の関係での国調の関係になります。額のほうの通知が県のほうから来たということで今回補正させていただきました。

それから、その一番下の18款繰入金の関係でございますが、1項特別会計繰入金でございます。3目の介護保険特別会計繰入金ということで577万3,000円でございます。これにつきましては、平成25年度の精算ですので、よろしく願いいたします。

はぐっていただきまして、同じく18款になりますけれども、2項基金繰入金ということで、4目観光施設整備基金繰入金ということで、補正額4,100万円でございます。これは、これから歳出のほうに出てきますけれども、湯っ多里館の改修事業に充てていくというものでございます。

その下の19款繰越金でございますが、3,419万円をお願いするものでございます。

20款の諸収入ということで、4項受託事業収入でございます。2目の農林水産業費受託事業収入として10万円。これにつきましては、農地中間管理事業の分でございます。

それから、3目の教育費受託事業収入ということで36万円。説明欄にも書いてございますけれども、埋文の関係で掘った部分でいろいろなのが出てきたわけでございますけれども、それを奈良あたりの教授から来ていただいて鑑定をしてもらうというふうな謝礼的なものでございますので、よろしく願いいたします。

37ページに行きまして、5項の雑入でございます。雑入は、今回71万8,000円の補正でございます。内容につきましては、説明欄に書いてあるとおり雇用保険の個人負担金ということで、これは保育士の関係でございますが、これが5万9,000円。そ

れから、社会福祉協議会の補助金の返還でございます。これが65万9,000円。これは、平成25年度の返還金となります。

それから、歳入最後になりますけれども、21款町債でございます。2目の土木債につきましては、減額の490万円でございます。これも先ほどちょっとお話しさせていただいたのですけれども、公共事業等債ということで、国の25年度の補正予算の成立に伴う減額といいますか、そういう形になります。これが二重計上になっていた部分でございますし、それからその下の4目の臨財債の関係でございますけれども、98万3,000円をお願いするものでございます。これについては、内示によるものでございます。

歳入のほう以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 続いていきましょう。

総務課長（今井 薫君） では、歳出のほうに移らせていただきます。

38ページからになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で98万1,000円でございます。歳入のほうで申し上げたとおり、これはマイナンバー制度に伴う委託料になりますけれども、プラットフォーム事業でございます。

それから、5目の自治振興費12万8,000円でございます。これにつきましては、集落の公民館の整備の補助事業ということで、補助額2分の1となっております。下吉田の公民館がシロアリで相当やられたということで今回補正をお願いするというものでございます。

それから、1段飛び越しまして5項の統計調査費でございます。統計調査総務費ということで4,000円。歳入のほうでもお話ししましたがけれども、県の決定通知により今回4,000円をお願いするものでございますし、39ページに行きまして、2目の経済統計調査費についても5,000円の補正でございます。これにつきましても今ほど申し上げたとおり、県の決定通知により歳入が入ってきたわけですので、歳出に旅費と需用費に充てた部分でございます。

産業振興課長（渡辺 仁君） 続きまして、41ページになります。5款1項労働費、2目の緊急雇用対策費ということで、ふるさと雇用再生特別基金事業ということで387万1,000円をお願いするものでございまして、これについては平成25年の12月に竹林再生かぐやの里づくり事業が会計検査の受検に当たりました。かぐやの里づくり事業は、荒廃した竹林を再生し、特産であるタケノコの生産向上及び間伐材を活用した特産品開発を行うため、竹林所有者と10年間の賃貸契約を結び、地代は支払わないかわりに竹やぶをタケノコの生産が可能な竹林に再生し、10年後に優良な竹

林として所有者に返還するものでございまして、その間タケノコの収穫の権利を有し、その収入で整備事業を行うということでございまして、その辺で会検で中身を検査をされましたら、3年間で合わせて387万1,000円というのが返還の対象となったということでございまして、このようなことになった原因については、なかなかこちらのほうも計画立案時において十分な時間がなかったため、積算が不十分ということでございまして、その辺で実際に計画との差異が生じたものでございます。今回不適切とされた経費があったものでございますけれども、この事業が果たした成果は大きく、21年度から23年度までの間で4.37ヘクタールの竹やぶを竹林に整備してございまして、現在もフィクスの単独事業として継続して実施しており、現在では4.8ヘクタールの竹林を整備して、ちなみに本年度、26年度については97.5トンのタケノコを収穫しており、特産品であるタケノコの増産につながっておるということでございまして、また農商工連携推進事業においても田上産のタケノコ普及推進部会の中心的立場として事業を牽引しており、高付加価値化へ向けた取り組みを行っており、田上町の特性を生かした事業であり、今後の田上町の産業としても大きな期待をしており、町としても産業育成を支援していきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、42ページ、6款1項農業費でございまして。農業委員会費、1目でございまして、13節の委託料、先ほど総務課長よりご説明ありましたとおり82万6,000円の補正をお願いするものでございまして、これは平成26年4月に改正農地法で定められた台帳の整備項目が今回私どもにあります項目にプラスして項目が追加されたということで、そのシステムを改修する作業委託料ということで、一応予算的には10分の10以内の補助ということでございまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

3目の農業振興費でございまして。11節、10万1,000円ということで農業振興事業ということで、歳入のほうでもご説明いたしました、農林公社の業務の受託事業収入ということで歳入がございまして、これも100%補助なのでございますけれども、端数一般財源をつけさせていただいております。

4目の水田農業構造改革対策事業費ということで、こちらも11節需用費になりますけれども、農地集積・集約化促進事業ということでこれも100%補助でございまして、需用費に充てさせていただくということでございまして。

次、43ページ、2項の林業費、2目林業整備費ということで13節の委託料70万円、林業整備事業ということでございまして。歳入でもご説明申し上げましたとおり、護

摩堂林道の林道橋が2基ございますけれども、この橋梁点検の業務委託料ということで、45%補助の分でございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、7款1項4目の湯っ多里館事業費でございます……配ったほうがいいですね。資料配らせてください。

(休憩して、休憩の声あり)

総務産経常任委員長（熊倉正治君）では、1時間やりましたので、15分まで休憩します。

午前10時00分 休憩

午前10時15分 再開

総務産経常任委員長（熊倉正治君）では、おそろいですので、ちょっと早いようですが、再開したいと思います。

産業振興課長（渡辺 仁君）大変失礼いたしました。焼いていると思ったら焼いてございまして、今焼かせていただきましたが、皆さんのお手元に行っているかと思えます。

それでは、7款1項商工費、湯っ多里館事業費でございます。湯っ多里館管理事業ということで78万6,000円お願いするものでございまして、事務機借上料ということで、債務負担行為の補正のほうにも出てございますけれども、入館券用の自動販売機が2台入り口のところにございますけれども、あれももう設置後十三、四年も経過しておりまして、今部品がもうないような状況でございまして、いつ壊れてもおかしくない状態ですし、部品の提供も間に合わない。食堂用の自動販売機についても同じこととございまして、今回これを入れかえてリース対応したいということでの補正でございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それと、湯っ多里館管理その他事業ということで、皆様のお手元に工事の概要案ということでお配りさせていただきました。こちらのほうもごらんいただきたいと思えますが、その前に15節の工事請負費8,253万5,000円の補正をお願いするものでございまして、この中でごまどう温泉の浚渫工事ということでございます。実は皆さんもご存じと思いますが、前回平成23年の10月ぐらいに掘らせていただいて、ここ井戸がありますと600メートル付近で詰まりが発生していたということでございまして、今回5月ぐらいからだんだんお湯の量が減ってきてまして、8月に調査をしたところ、今回は300メートル過ぎに内径でいくと228ミリと太い、ストレーナーがない区間でございますけれども、その区間で詰まりを発見したということでご

ざいまして、この際ですから、工事期間中に掘削をしたいということでございますので、その件でございます。前回よりも上がっている部分については、人件費の高騰とか資材費の高騰、それと消費税の高騰ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、湯っ多里館改修工事、皆さんのお手元に工事の概要ということでナンバー1からナンバー10までございますけれども、順繰りにご説明申し上げます。

まず、厨房改修ということで調理器具の入れかえ。今単純な煮炊きしかできないために、カセットこんろのようなものでお湯を沸かしてというような感じでございますけれども、ちゃんと調理ができるように調理器具の入れかえや、空調もエアコンが余りきかないというようなのもありますし、電気配線等の整備、壁紙の張りかえ等を行いたいということで厨房の改修がまず1つ。

厨房出た広い150畳の和室休憩室、これについては冬場特になのですけれども、断熱材が不十分なために床が冷たい、それと廊下を歩くと振動があるだの、子どもが走ったりすると音がうるさいということで、床組みを全部とって組みかえるとか、畳の入れかえ、あと下は断熱材を入れたり、天井の一部を吸音材に改修したいと。空気清浄機の導入を図りたいということでございます。

それと、自販機コーナー、厨房を出たところに自販機コーナーがあるのでございますけれども、そこを食堂のスペースに改築をしたいということでの工事がございます。

4番目として、壁等の修繕ということで、全館になっておりますけれども、壁紙の張りかえ。経年劣化による傷み、亀裂等も入ってございますし、その辺の張りかえをしたい。

それと、浴室改修ということでここに浴室とか露天風呂とかいろいろ書いてありますけれども、このところは修繕工事でございます、特に塩サウナのあたりは壁のシーリング、タイルの補修とか部分改修、あと大浴も、昔のというか、防水処理のアスファルト防水という、アスファルト剤が塗ってある防水シートなのでございますけれども、その部分が、施工が悪いのか経年劣化なのかわかりませんが、ひびが入ってそこから油がしみ出るようなものも今回のので直したいということでございます。これは、ほとんどが経年劣化による修繕工事ということでございますので、よろしくお願ひします。

6番、7番が半地下と中二階でございますけれども、これについては土日、祝祭日を除く平日のみ行おうと思っておりますけれども、リラクゼーションルームと名づけて、要はそこで横になれるスペースにしようということでの改造でございます。

上下とも男女に分けて、平日だけ横になれるスペースに切りかえるということでの改修工事でございます。

あと8番の電気設備改修ということで、大広間、休憩室になるのですがけれども、その部分は特に電気器具、蛍光灯の器具のほうも劣化が進んでおりますので、劣化の進んだ部分を主にLED照明に変更したいということでの改修でございます。

あと9番、トイレの改修ということで、全トイレ、洋式もありますし、和式もあるのですがけれども、洋式の部分は壁の改修とかウオシュレットを設置していきたい。それとあと手すりなどのトイレもついてございませんので、手すりを設置したい。あと脱衣場のトイレについては、クッションフロアを入れるとか壁紙を直すということでの改修でございます。

あと10番として、空調改修ということで、喫煙室、あの小さい部屋、皆さんもお入りになって、たばこを吸われる方おわかりかと思っておりますけれども、小さい部屋がありますが、そこについては換気扇2基ございますけれども、やはり吸気口、通気口があるのですが、ちょっと小さくてなかなか排煙が、煙が外に出ないということで通気口をもう一つ設置するのと、あと湯沸かし室、その反対側のマッサージルームがあるところなのですがけれども、そちらのほうも吸気口がないために何か湿気がこもるということで、そちらのほうにもつけさせていただきたいということでの工事でございます、ナンバー1からナンバー10までの改修。大部分がリニューアルというよりも館全体の修繕が主な工事内容かなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、18節の備品購入費173万3,000円お願いするものでございまして、これは藤の椅子、ロビーにあるのですがけれども、8脚、あれももう開館からずっと使ってございまして大分ぼろぼろで、そこらじゅうがぽこぽこ切れて、余り座ったりするとどこかに刺さりそうになって痛いということでその入れかえ。あと先ほど半地下と中二階のリラクゼーションルームに直すということでございまして、その仮眠用のマットを24台。それと、下足箱があるのですがけれども、小さい下足箱でして、どうしても冬は女性の方はブーツだの長靴を履いてくるとロッカーにおさまり切れないということでございまして、1台だけ入れかえてちょっと背の高いロッカーにして、そういった方用に対応させていただきたいということで今回備品としてお願いするものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） 1ページおはぐりください。44ページ、よろしくお願い

します。

8 款土木費、1 項道路橋梁費、2 目の道路維持費でございますが、今回301万8,000円の減額をお願いするものでございます。右側の説明欄に沿って説明させていただきます。道路維持総務事業でございますが、13節委託料、道路維持管理業務委託で82万1,000円をお願いするものでございまして、この内容でございますが、道路除草を行う費用が不足するため82万1,000円をお願いするものでございます。道路除草につきましては、年間総延長63キロを予定しておりますが、近年労務単価の上昇によりまして82万1,000円ほど不足が生じるため、補正をお願いするものでございます。次に、道路維持その他事業20万円を、12節の役務費、手数料を20万円をお願いするものでございまして、これについては町有地の道路路肩の立ち木の伐採をお願いする手数料でございまして、ちょっと大きいもので直営で切れないものですから、業者をお願いするという事で、場所は羽生田地内でございます。続きまして、側溝改良工事業でございますが、443万9,000円の減額をお願いするものでございます。この3月に委員の皆さんから25年度の大型補正をお願いしてお認めいただいた部分で、平成26年度の予算書に載っている15節工事請負費、本田上・才歩線の26年度からの予算減額をお願いするものでございます。443万9,000円ということでございます。続きまして、同様でございますが、舗装補修工事業ということでは13節委託料、道路ストック総点検ということでは25年度の補正予算成立によりまして110万円の減額をお願いするものでございます。続きまして、道路維持その他工事業でございますが、150万円をお願いするものでございます。その内容でございますが、11節の需用費、修繕料でございますが、ただいま現在予算を全て使い切っておりますので、今後9月から3月までの間に修繕等ができませんので、大体25件ほど、例年ではありますが、かかるものですから、150万円の追加の補正をお願いするものでございます。その主な内容でございますが、側溝修繕や舗装等の陥没に対する修繕や河川の修繕でございます。よろしく申し上げます。

次に、4目の道路新設改良費でございますが、213万9,000円の減額をお願いするものでございます。これも同様でございますが、道路改良工事業におきまして13節委託料、本田上・横場線の歩道設計業務213万9,000円の減額をお願いするものでございますが、これも先ほど来お話ししている平成25年度の補正予算の成立によりまして先食いした部分でございますので、同様に減額するものでございますので、よろしく申し上げます。

26年度の予算というのは、大体2月ごろ制作するものですから、3月に補正すれ

ば当然26年度に補正が上がってきます。それを今回整理させていただくものでございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

総務課長（今井 薫君） それでは、最後になりますけれども、第2表、第3表ということでご説明申し上げます。

30ページ、31ページになりますので、お聞きいただきたいと思います。第2表の関係で債務負担行為の補正でございます。これにつきましては、今ほど湯っ多里館のお話でございますけれども、券売機のリース料ということでの3台分になります。機械につきましては、26年から31年までということで5カ年間、限度額950万円でございます。

それから、その下の地方債の補正でございますけれども、臨財債の関係でございます。まして、2億900万円から2億998万3,000円に限度額をお願いするものでございます。これは、内示によるものでございます。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 説明が終わりました。

質疑に入りたいと思いますが、まず歳入からいきます。どうぞ。ないかな。

では、歳出も含めて質問のある方どうぞ。

13番（泉田壽一君） 先ほど説明ありましたけれども、23年の12月に、あのときも2億800万円ぐらいだった。あのとき……違うな。千何百万円、記憶では。

（800の声あり）

13番（泉田壽一君） 800万円か。最初あのときは調査をするといって、調査の中で見つかったから、そのやぐらをそのまま利用して工事をしたほうが安くいくという形式の工事になったはずで、あのときの業者はにつさくだったよね。23年の12月でやった工事ということになると、今9月ですので、まだ2年9カ月だよ。3年たたないものね。今年の12月で3年になるわけだ。早い話、何が言いたいかというと、3年も満たないのにスケールがたまったということ普通常識で考えられません。先ほど川口さんも常識、常識と言っていたけれども。要するにそれより深いところにあって発見できなかった、調査したところよりも深かったから漏れがあったというのはわかります。工事をやって、そこまで全部スケールを取って、要するにスケールを取るときは中間のやつもみんな取ってそこまで行くわけですよ、井戸の清掃工事というのは。直接そこに機械が行ってそこだけを取ることではなくて、管の内側をずっと掃除をしてそこまで到達するわけ。そこまで行ってそれを取って、そ

の手前のところでそれだけのものがあるというの考えられない、2年9カ月で。だから、報告書はそうなっているけれども、本当にそうなのかどうなのかというのと、その業者の説明で、どうしてそういうことになったのか。普通考えられるのは、最大量を突出させるということが1年に1回でも2回でもしているのかどうか。何でそういうことを言うかという、今の特環のところから井戸、温泉を使っていますね。あれはもっと年数たっていますけれども、スケールはどっちが多いかという、成分含有率の中で特環のところの温泉成分のほうが含有率がずっと高くスケールはたまりやすい。これはかつてちゃんと温泉の源泉を分析すればはっきりわかる。何で濃くて成分がいっぱいあってスケールがたまりやすいほうが今日までその問題がなくて、何で薄いほうが何年もたたないでそういうことが起きているのかという。だから、そういう問題をいろいろ考えると、何年もたたないでこれだけの多額の予算を必要とするか。だから、私が考えるのは、こっちは何でかという、消雪を兼ねているから、冬場になると最大突出をさせる。そうすると、あの井戸の管の中でスケールのたまるのを、付着するのを防ぐ効果がある。一気に吸い上げることによって、あの井戸の管内の水の流れがというか、温泉、お湯の流れが、消雪は全量を吸い上げるものだから、すごい流れになる。だから、あれだけスケールがあっても今日まで詰まったということは一回もない。ところが、温泉施設の場合は必要量だけをくみ上げて、常に100%ということを行きしない。だから、あの中で急速な流れを起こすということ、年間で必要量とは別で何回かそれをやることもスケールをそうやってたまることを防ぐ大事な技術的な道なのだ。そういうこともやっていない。だから、そういうことを業者が指導しないというのは、俺につきくそのものに本当にその技術が、私がそういうのがわかるのに何でそっちがわからないのかというのは非常に不思議。彼らにすれば、詰まってもらったほうがまた仕事が、業者というのは仕事受けると同時に、自分で仕事を作るとい、金にするというのも業者の一面だから、私みたいに素直であればすぐそういう考えが浮かぶ。そういう部分があるのではないかと。だから、反面疑いの気持ちです。そうでなければこんな3年もたたないで金底がこんなことになるわけない。だから、私に言わせれば3年でこんなことになるのであれば、入札で請け負った業者で発注ではなくて、逆に保証問題です。金を払わずに全部してもらおうことが、やり直してもらおうことが必要なのではないかと、そのように考えますけれども、いかがでしょうか。

産業振興課長（渡辺 仁君） 貴重なアドバイスというか、ご意見というか、いただいたところでございますけれども、副町長、井戸は10年でしたか、最初に掘って出た

の。

副町長（小日向 至君） 平成9年に掘削した。

産業振興課長（渡辺 仁君） 実は、私も何度か出入りしている中でごまどう湯っ多里館に接している部分があるのですけれども、確かに副町長がおっしゃるように平成9年に掘削して出たわけですけれども、それからずっとスケールがほとんどついていない、湯量も全然落ちなかったのです。それで、平成16年の10月の23日のあの地震、中越地震、あの後急に圧が上がりまして、湯量は大きくは変わらないのだけれども、圧が上がりまして、今までの3倍ぐらいの圧に変わったのがまず1点ございました。そして、それから3年後の19年に何か湯量が減って、中見たら詰まっていたということで、しました。それまでの間、要は16年までの間、7年間は全くスケールで湯量が減ったなんていうことはなかったわけですので、業者とも話ししているのですけれども、どうも16年の地震のときにちょっと水脈が違ってくるのが入ってきて、それが入ってきたおかげでスケールがつきやすくなったのではないかというのと言われておりました。それで、その19年のときにも言われたのですけれども、こういう感じだと3年か4年に1回はスケールがつくのではないかとと言われておりましたので、ちょうどその3年後の23年に行って、全部きれいにしたということでございまして、19年のときは水中カメラも確かに入れましたので、ストレーナー区間ではなくてケーシングの管の中もずっと見ていったのです。多少はやっぱり壁際スケールはついていたのですけれども、こんもりと盛り上がっているようなところもなかったということで、今回そこについたのも不思議なのですけれども、その辺の原因ははっきりとはわかっていないのが実態でございまして、今回も1回カメラ入れると何百万円も取られるものですから、カメラまでは入れていないのですけれども、そんなような状況で、業者が故意に削らなかったとかということはないのではないかなとは思っておりますので、答えになったかどうかわかりませんが、私のほうはこのような認識でおりますので、よろしく願いいたします。

13番（泉田壽一君） 今の説明、課長にいろいろ言うのもかわいそうな部分あるわね、業者ではないから。こういうとき業者を参考人招致してやるのが議会の活性化の一つの道なのだけれども、大事な。今言ってる今、これは無理でしょうから、それはそれですけれども、今後こういう問題になったときは議会として、委員会として参考人招致を要請するか何かするか……

（何事か声あり）

13番（泉田壽一君） それはそれとして、要するに水脈が確かに地震のとき以来変わっ

たと、そういう話がありました。それで、23年にしたときに、記憶ですよ、今資料持っていないので。毎分突出量が280リッターぐらいとかなんとかに復活してすごく出がよくなったと喜んで報告ありましたよね。今実際、では何リッターに落ちたのですか、そこまで詰まってどうのこうのと。まずそこから。

産業振興課長（渡辺 仁君） 今8月の中旬でしたか、調査したところ、毎分110リッターぐらいに噴出量は落ちて、前回の23年のときも、最初に見てもらったときは毎分七、八十リッターに落ちていまして、実際に掘削する直前にはかったら48リッターぐらいまで落ちていましたので、だんだん、だんだんスケールのつき方が多くなっていったのかなと思っております。

それと、泉田委員から1回目のときにご質問受けた部分でございますけれども、あそこの井戸については自噴の井戸でございまして、最大に上げてというか、上がってくるのしかないので、最大かどうかわかりませんが、両方とも湯っ多里館と湯田上温泉のほうで引っ張ると、多少は引っ張り上げる部分もあるのかなと思いますけれども、ポンプが何せ入っていませんものですから、毎年のようにポンプを入れて、最大で揚水をはあっと上げてみるにしてもまた何百万円もかかるわけですから、なかなかそこら辺が難しいのかななんて思っているところですので、よろしくをお願いします。

13番（泉田壽一君） そうしますと、今水中ポンプが入っていないというのはよくわかりました。ですから、水中ポンプが入っていないから、なおそうやってスケールがたまる。これは、もうはっきりわかりました、入っていないということですから。ですから、心起園というか、特環のところはあれだけの成分含有量の中でも全く詰まることがない。スケールがたまらない。あれは、冬場の消雪のときに、あれは水中ポンプが入っているわけですから、最大突出量を必要として流す。そうすると、一つの管の中で流れを最大に流すことによって、それを定期的にやると流れが穏やかになって、緩やかな流れしかないとどんどんそれが蓄積してたまっていく、それが現実ですので、やはりこうやって3年に1回、これだけの金額かけるのなら、水中ポンプは幾らしたのですか。何百万円といたって、それをつけたほうがずっと安いですが、そのほうが。それで、水中ポンプも今は改良されていまして、羽根がステンになっているとか鋳物の合金とかいろいろ種類ありますけれども、そういう中でそれなりのものありますので、やはり定期的に最大限流すということが必要だということ。それをやらないのであれば、もう一つの方法は、ガス管を奥まで入れて定期的にコンプレッサーで圧搾の空気を一番底まで送るとのこと。そうすると、

その空気が井戸の一番底まで送られると爆発したようになって空気がどかん、どかんと来ますから、そうなりますと全部スケールも清掃になるし、井戸の中はきれいになります。だから、それを定期的に、こんな多額の金をかけてやるのであれば、3年に1回や4年に1回ずつそれが必要だということが事実としてわかるのであれば、そういう水中ポンプをつけるか、それとも酸素を送るための、ガス管というのは何でガス管とっているか。ガス管というのは、圧力というか、それに強く肉厚に作られているのです。それをずっとつないで底まで入れておいて、上にもちゃんとあって、そこでコンプレッサー、でかい、そのとき入れるときになれば圧力が要りますので、それをコンプレッサーですと。それによって圧力をかけて一番奥まで空気を送ると、それが一気に清掃されてしまう。そういうこともあるので、だからかかる経費がどうかというと、やっぱり来年度これから指定管理にしてものを対応していかなければだめだということなのですから、なお3年に1回か4年に1回しなければだめですということが、これがわかってきたら、もっと低コストでやれる、そういうことを前向きに考えていかなければならぬなということが意見です。

副町長（小日向 至君） 参考にさせていただきまして、業者ともいい方法検討しますが、まずポンプを入れるためには保健所の許可が必要になります。自噴している状態でポンプを入れる許可が保健所から出ないものですから、というのはもともと自然保護の部分、地下水もありますから、余計な水を出すなというのが基本になっていきますので、保健所から出ないから、その辺も含めて検討しなければだめになると思いますし、私の前の経験からすると、多分張りついているのは方解石という、一般的には炭酸カリウムという鉱物なのだそうですが、そういうのが張りついているというのはわかっていたのです。オープン当時わかっていますから、それらについてどうするかというのを、それらを含めましてこれから業者から相談に乗ってもらおうと思いますし、可能かどうかわかりませんが、掃除後の保証期間というのも、条件つきで仮に入札ができるのであれば、またそれも検討していきたいなと思います。

（一定期間保証というのを入札要件……の声あり）

副町長（小日向 至君） それらも含めてちょっとばかり研究させてもらいたいと思いますが、何せ1キロ以上奥です。1,200メートルということは、1キロも地下なものですから、簡単に作業はできないという、そういう状況ですので、ご理解いただければなと思います。

11番（池井 豊君） ちょっと確認したいのですけれども、湯っ多里館の工期一応どの

ように見ているのか、ちょっとそこら辺聞かせてください。

産業振興課長（渡辺 仁君） 一応11月1日から12月いっぱい、2カ月間を想定してございます。ただ、1月1日オープンでございますので、いろいろと内部での研修等もございますから、それよりも早い、10日ぐらい前、12月の20日ぐらいまでに工期を終了していただくような方向でお願いしたいなとは思ってございます。よろしくをお願いします。

11番（池井 豊君） というと、2カ月間休むわけですけども、湯っ多里館のファンが2カ月入らないうちにどこかの温泉に乗りかえないように広報活動はしっかりするのと、リニューアルのあれをどうするかということをしつかりお願いしたいのですけれども、その休業期間の何か対策、考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

それから、もう一点、指摘しておきますけれども、工期が12月いっぱいということになると、本当これ指定管理に移行するという上で、それこそ今の話ではないけれども、履行保証みたいな話で、1日にオープンできなかったということで指定管理の事業者には補償問題が発生しかねないので、ちゃんとその間に作るようにと契約時にしっかりと契約していただきたいことと、また何か資材が不足しているとか高騰しているとかというので追加の工事費が発生しないということ、その辺をしつかりとお願いしておきたいと思います。そこだけお願いします。

産業振興課長（渡辺 仁君） 休業期間中もやっていないわけですから、湯っ多里館に対していらっしゃいというPRはできませんけれども、リニューアルに向けてのPRというのに努めて、指定管理者とも話ししておりますけれども、リニューアルしたわけですから、何かプレゼントとかいろいろと、最初のつかみが大事ですので、いろいろな方向でプレゼントなり値引きを、入館料は値引きできませんけれども、いろいろなものを値引きしてとか、そういうことで差別化を図っていければなど考えております。まだ具体的にはなっておりませんが、9月議会が終わってゆっくりとした時点で話をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

11番（池井 豊君） 本当に元旦オープン。

産業振興課長（渡辺 仁君） 元旦です。

総務産経常任副委員長（松原良彦君） 食堂を作るわけですけども、大体どこ行っても食堂は外が見えて庭が見えるというか、景色があるものですけども、今回の場合は庭のほうというか、外の景色というのは何もしないのか、それともちょうどいい山があって、物すごくいい庭がちょうど見えるところにできると、そういうよう

なことはどういうふうになっておりますか。

産業振興課長（渡辺 仁君） 大変痛いところをつかれました。考えているのは西側の窓が、厨房がございましてスペースがございすけれども、西側のスペースのところにカウンターをつけて、1人の方でも外の景色を見ながら食事ができるようにという考えがあるのですけれども、確かに外を見ると草やぶしか見えませんので、委員おっしゃられるとおりは思っていましたので、何とかきれいに草対策もして、ちょっと花々でも植えるなりの工夫をしたいと思います。大変貴重な意見として承っておきたいと思いますので、ありがとうございました。

1番（今井幸代君） 1点だけ確認したいのですけれども、11月から休業ということになるかと思うのですけれども、「きずな」ですとかホームページ等使ったの休館のお知らせもしっかりしていただくとは思いますが、町外から来られる方もやっぱり湯っ多里館多いですので、町外の方への今休業しているというような発信、広報というところもしっかりとしていていただきたいなと思いますので、それは意見として。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。いいですか。

では、なければ質疑は終わりにしたいと思います。よろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、順次討論、採決に入りたいと思います。

それでは、最初に承認第6号 専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第2号））の案件についてご意見のある方。

討論なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、承認第6号は原案のとおり決しました。

次に、議案第29号 田上町長の給与の特例に関する条例の制定についてご意見のある方は。

9番（川口興志郎君） この条例に反対する立場で意見を申し上げます。

やはり期末手当に12月の月額が反映するようにしていただいたらいいのではないかというふうに考えます。先ほど副町長から話がありましたが、期末手当に勤務実績といいますが、それ影響するというのはわかります。例えば年次有給休暇を大幅に使ってまた欠勤をしたというような場合には、期末手当減額されるわけです。ですが、そういうことがない限りにおいては、12月の給与といいますが、それをもとにしてボーナスは支給されるということだと思います。

ちょっと誤解されるといけませんので、ちょっと弁解、弁護させていただきますが、私は町長とは50年来のつき合いありまして、町長の家泊まったこともあります。町長にならない前です。それで、その後議員と町長という関係でつながりがありまして、非常に深いつながりを持ったのであります、私ごとで恐縮ですが。事故があったということを聞いたときに一番最初に頭にきたのは、先ほど申し上げましたが、町長にけがはなかったのかということでありました。それがないと、相手にもけがをさせなかった、これは本当によかったというふうに思っております。その後のこの問題に対する町長のとった態度というの、これも大変よかったです。深く反省して、これからの4年間、町民に迷惑かけたので、それを恩返しするために頑張るということを表明されていますので、その点についても大変誠実な態度だというふうに考えております。

ただ、私個人的には町長の4期16年間の実績高く評価しております。特に財政再建、それから町民の目線に立った町政、偉そうに上から見おろした態度ではなくて町民の目線で、町民の声をよく聞いて対応すると、これは評価しております。ただ、今回の町長選挙、大変激しいものでありました。それで、しこりが残っていないわけではないと思います。私は、個人的にはしこりはありません。自主投票ということでありましたので、でも町民の間には残っているのです、まだしこりが。それで、私は一般質問でも何も言いませんでした。この問題では公式の発言は今初めて、これ最初で最後だと思いますが、やっぱり厳しく、おまえ何やっているのだと言われていきます。ちゃんと態度を表明しろと言われていきます。困ったと、るる申し上げましたように町長信頼してきていましたので、大変困ったというふうに思っています。それで申し上げますが、先ほど申し上げましたように期末手当に反映しないということに対して、町民の一部に批判があることは事実であります。その辺を期末手当に反映させるということで町民の気持ちもかなりおさまって、一部です、一部の町民の気持ちもおさまっていくのではないかと考えます。そういうわけで、その点はぜひお願いしたいというふうに思いますが、以上です。

11番（池井 豊君） 私は、この条例に賛成の立場で討論しますが、実は私は反対したい思いが強いです。というのは、これは罪に対しての相応な罰ではないと思っています。通常ならば多くても私は20%、1カ月。多くても20%、1カ月。処分がなくともいいと思っています。こういう前例を作ると、ほかの市町村の首長または町の職員が萎縮しかねない、そういうぐらいの多過ぎる罰だと思っています。そういう意味では反対なのですけれども、今回のこの件、町長一生懸命謝罪しております。

それに対してマスコミや一部反対議員等々が騒ぎ過ぎるがために町民の中に、私は全く何も聞かず今回の件どう思うと言ったら、町長がかわいそうだと、これ以上やる必要ない、いじめみたいだというふうに言っていた20歳の学生が何人もいました。これも事実です。川口さんが言ったのも事実でしょうけれども、いじめみたいだと言っている学生が何人もいました。ですから、私はいいかげんこちら辺で幕引きをするべきだと。川口さんが言うようにまたこれ6カ月だ何だのなんていってやっているのだったら、それこそまた町民に不快な気持ちを招きかねない。いいかげんにここで幕引きすべきだという立場から今回のこの条例に賛成いたします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかに。ありませんか。

それでは、反対、賛成の討論ありましたので、起立採決にしたいと思いますが、議案第29号 田上町長の給与の特例に関する条例の制定について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 起立多数でありますので、議案第29号については原案のとおり決しました。

次に、議案第32号 田上ごまどう温泉関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご意見のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

次に、議案第33号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定についての中、第1表歳入、第1表歳出のうち2款総務費、1項、5項、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、第2表、債務負担行為補正、第3表、地方債補正、ご意見のある方。

13番（泉田壽一君） 一言だけ。賛成は賛成です。討論は賛成です。意見を付するところがありますので、一言だけ、一言言わせていただきます。

先ほどの温泉の問題等、要するに行政職も専門技術が非常に必要な部分が多くなってきている。だから、その専門の知識がないがために業者から悪用されているように疑いを持つ、要するに業者がこういう入札制度を社会構造の中でなかなか、自分らが生きる道として営業活動の上に仕事をとる。それで、温泉ブームというのはいつときでもう終わってしまって、なかなか井戸業者においては掘削の新しい仕事は出てこない。その社会構造の中で仕事を切らさずに維持していこうという

と、おのずと考えられる方法が維持管理。掘ったところの維持管理に、ずっと継続してそこに、悪い言い方をすると巣くうダニになってしまう。だから、行政職のほうはもっと専門的な技術を身につけないとダニを許してしまうということになりかねない。ですから、今言ってしまうわけではありませぬので、新年度の新規職員採用に際して、一般職だけではなく専門職を必要とした部分を職員として採用する。それこそ庁内の構造改革を求めて賛成に付する意見といたします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

では、なければ議案第33号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

では、以上で議案の審査は終わりました。

委員の皆さん、請願審査ありますので。

では、執行側の皆さん、これで終わりになります。

15分間休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、請願第6号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願でございますが、紹介議員は椿議員と川口議員ということで、今日は椿議員のほうから来ていただいておりますので、請願の趣旨なり説明をちょっとお願いしたいと思います。

2番（椿 一春君） おはようございます。

政府による緊急の過剰米処理を求める請願なのですが、請願団体ですが、農民運動新潟県連合会で、新潟市北区葛塚にあり、共産党系の団体です。それで、紹介議員は私と、椿と川口議員と2名でありまして、請願の趣旨なのですが、2014年、今年の超早場米で前年度より4,000円程度下回り、60キロ、1万2,000円台になっていきます。この資料のほうで5番目でしょうか、4,000円というわずかな金額のように感じるのですが、資料5番目の中段のところにある2年前、前々年度ですと約2万円のものが1万4,000円と、もう年々、年々がたがた、たがた下がっております。それとあと、今年から所得安定保障の1反当たり1万5,000円の補助金も本年度から半分の7,500円になっております。これからますますコメの価格が下がってきて、一番大事な担い手がどんどん、どんどん離れていくというふうなこともありま

す。政府としては、主食米から米粉ですとか、今年からの政策で飼料米を作るのですけれども、そちらのほうのなかなか準備も追いつかず、種もみがないですとか、今のところいろんな問題もあります。在庫のほうも、今年の6月現在なのですが、2年前に比べ75万トンも増え、何らかの手を打たないといけないというふうになっております。

今この新潟、田上町の農業の実態ですけれども、兼業農家ですとかほかの作物を作って何とか経営をやっているのが実態なのですけれども、農家にとってそれほど、利益というのが自分たちの作業した手間賃、それがもうけだこてという、そのようなもので、ほとんどもう経費だけで何とか農業やっているとか、あと先祖代々受け継いでいる田んぼなので、何とか農地を、耕作を続けていかねばだめだという、そういうふうなのが現状であります。ただ、世界的に見ると、やはり食糧難の国々いっぱいありますので、日本だけが耕作放棄の田んぼがあるような現状なので、何とか耕作できて、農家の方が安定してコメ作りをできるような環境を作り、担い手が、よし、田んぼ作るぞというふうに経営のほうも安心していけるような体制を作っていかなければだめなので、今回緊急にコメの処理を行うということの請願を求める、お願いをしたいので、皆さんで審議の上、よろしくお願い申し上げます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 今また資料もちょっと配られましたけれども、今紹介議員、椿さんのほうからの説明がありましたが、紹介議員に対して質問あるいは何かありましたらどうぞ。

総務産経常任副委員長（松原良彦君） 私も農家をしているものですから、こういうお話は言いにくいこともありますし、また金額が下がるということは家庭的にも経済的にも大変なことではございますが、今回過剰米処理に関しては、今椿議員が共産党という名前を出した……

（系、共産党系の声あり）

総務産経常任副委員長（松原良彦君） 共産党系というような言葉を出しましたけれども、もともとその人たちは転作反対、減反反対の立場の人たちが大勢いる。全員とは言いませんけれども。その人たちが一生懸命過剰米処理をしろというのは、自分たちは100%コメを作っていて、今ここへ来て、困ったものだなと、政府に何とかしろというのは、自分たちも責任があるのだから、私はこういう何か強く言えるような立場でない人がちょっと言っているというような気がします。今後100%減反に協力するとか、そのほか輸出をよくするとか、TPPも頑張るとか、そういうこともありますし、当田上町においても県内8市町村の減反に未達成のところの町に入っ

ている。未達成ということは、減反を100%していないということになるものですから、私は趣旨採択あたりがとりあえず妥当なのではないかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

(それ意見だねの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 意見でいいですか。

(質問、質問の声あり)

11番(池井 豊君) 椿議員にちょっと質問したいのですけれども、下から2行目の「政府の責任で需給調整を行なうのは当然であり」というの、これどう捉えたらいいのでしょうか。それこそこの団体は需給調整を、それも減反も含めた生産量の調整、需要と供給ですから、需要と供給を調整する、供給も調整するということから、減反も推進するというような意味合いだと私はとれるのですけれども、そこら辺の意味合いをちょっと聞かせていただければと思います。

2番(椿 一春君) 共産党だからといって全て減反をしてないわけではありませんし、ほかの政党、この町の町内であっても減反制度関係なく自分たちの考えで、自分たちの責任で経営しているわけですから、あくまでも需給調整というのは今まで減反でやったりいろいろ、これから政府のほうは需給の調整をしないで、今農協とかこっちのほうで、もう自分たちの責任で販売するなり管理してくださいということなのです。ですから、政府の責任、ある程度、まだまだ全体を見据えた需給調整を国のほうで主導していかないとなかなか調整がつかぬということです。

11番(池井 豊君) 私が聞いているのは、この団体が求めていることは、この下から2行目の意味が、要は減反によって需給の調整をするということを求めているのか、それとも過剰米になったものは飼料米にするというようなやり方を繰り返して需給調整をしろと言っているのか、これどっちの意味で解釈したらいいのかというところをちょっと聞きたいところです。

9番(川口與志郎君) 差し当たってですが、過剰米、在庫が増えているのですが、その在庫米の処理は市場に出さないで在庫米を処理しろという考え方です。それはどういうことかといいますと、古米があるわけですが、備蓄米。備蓄の古米がかなりあるわけですが。特に5年くらい前のコメは、市場に出さないで飼料、主食用として使わないで飼料として放出する。かわりに、備蓄は必要ですから、その備蓄の必要なものを今過剰米で補充する。そうすると、過剰米が市場に出回って生産者米価を下げていくということを防ぐことにつながるのです、実際それ一部やっているのです、政府が。もっと大幅にやってもらいたい。差し当たってそういう考え方です。

それから、共産党系ということでしたが、本当言うとほかの団体から、非常に農民の方は大変ですから、ほかのどこかからこういう請願が出てくればよいと思うのです。一番よいです。偏見もありますから、共産党系という。それで、ない、今出てこないのです。だから、これしかない、請願というところで。これきのうの三條新聞です、資料で差し上げましたが。県知事とJAの万歳会長たちとの話し合いというの、これ非常に大事なことを泉田知事は言っていると思います。日本だけが耕作放棄地が増えているのは問題だと言っています。これ本当に長期的、将来的な視点で考えたら、もう食糧不足はもう明らかなわけですから、異常な状態が日本では起こっているということだと思えます。だから、将来的な視点をしっかり踏まえて現在のことを考えていくということだと思えます。

特に泉田知事の発言の中で一番やっぱり心に響いたのは、現場の悲痛な要請、現場、農業者です。特に農業者、農協も含めてだと思えますけれども、現場の悲痛なという表現をしています。そういう要請を受けとめていくと知事は言っています。そういうこと非常に大事だと。つまり状況認識です。大変な状況だと、現場の人たちはという、そういう強い状況認識というのは県知事はしていると。具体的に課題として上がっているのは、コメの消費拡大と農業所得の向上。特に農業所得の向上は、生産者米価下がると所得ががんと減るわけで、かなり大幅に減りました。それが悲痛な声につながっているわけですが、コメのトップブランド推進、飼料米誘導、踊り場になっている米粉についても積極展開、それから来年は晩生品種の新規導入、こういったことを知事は言っていますが、そういうことを中長期的に強めていく。そのときの立場として、生産現場、いろいろな現場もあるかもしれませんが、悲痛な要請、こういう把握をして、それで政策を立てていく、これが大変大事なことだと。差し当たって、請願は本当に差し当たって、長期的にはいろいろあるわけですが、中長期的に。

先ほど松原委員が言われたことでちょっと誤解があると思えます。減反に反対した、生産調整しなかったのは共産党の農家の方も含まれているかもしれませんが、それ一部です。共産党の方針は、生産調整反対ではありません。むしろ田上町は、泉田委員よく承知だということですが、共産党は少数です、生産調整に反対したのは。大体生産調整に応じてきています。この請願をぜひやってくれと頼んできた人も生産調整しています。減反賛成です。中長期的に減反、生産調整というのもやっぱり考えなければいけないのではないかと。さっき言った在庫米の購入というか、市場に出さないという、そういったことで解決することは長続きしないと思えます

ので、やっぱり生産調整も、廃止するというふうに今自民党政権やっていますが、それはちょっと見直すというか、必要でないかというふうに考えております。ちょっと申しわけありません。

総務産経常任副委員長（松原良彦君） 今お二人からいろいろ中身を聞いているわけですが、要は今コメが余る基調になっているわけですが、今新聞にはコシヒカリの値段しかこういうふうに大きく出していませんけれども、その下のこしいぶきという品種も今大変な目に遭っているわけです。それが今度これよりも下げ幅が大きく、1俵当たり3,000円、4,000円という価格が出ているわけです。そうすると、農家はコシヒカリばかり作っているわけではなくて、ほかの品種のコメも作っている。それを全農、農協が金額を決めたのが出ているわけです。それも仮渡金。仮渡金というのは、もう何年来来ていますけれども、出した金をまた戻してくれというようなことはいまだかつてありません。ですから、今年の米価はこれで決まっていますが、来年以降コメ余ったのが大変なのと、それから農協がコシヒカリを売らんがためにこしいぶきを下げ、要は抱き合わせで業者に売るということで今年の在庫米を作らないようにしよう、今年のコメを消化するために値段を下げたと、こういうことなのです。ですから、こしいぶきの2等米が他用途米の価格より低い値段で設定されています、これはおかしいことではございますが。そんなことで、コシヒカリを売らんがためというか、新潟米の在庫を、今年のです、26年産米の在庫を作らないために値段を下げたとおっしゃいますけれども、これは全国的な問題なので、新潟県が値段を下げればほかの県も下げる。これは、大体そうなっていくと思いますけれども。ですから、農協の決めたことですから、農協は全農が値段を下げなければ、1,000円ぐらいずつ下げていけばそれでもよかったですけれども、余りにも大幅に下げ過ぎたからこうなってきたのであって、私はそこら辺はもっと深く考えてみる必要があると思うのですけれども、そこら辺は議員は知っておりますか。

2番（椿 一春君） いや、知っておるといえるのか、確かにコメというのはいろんな問題があります。農協の中央会で、経費がとてめにかかるので、それを何か改革せねばだめだというものがありますし、あと国のほうで新潟県も輸出米のほうどんどん、どんどん出して、日本のコメを作って、それを海外に持って行って、それを全体的な生産調整に充てたり、何とか農家の方がコメをそのまま作っていけるというものを推し進めたり、いろんな要因があると思うのですけれども、やっぱり一つ一つどうあつたら農家のコメ作りが継続できるか、日本の食料自給率を上げていけるか。食糧を守っているということは、日本の命を守っていることなので、できることは一

一つ、よかれと思うことはどんどん、どんどん政府に申し入れていかなければだめだと思えます。

1 番（今井幸代君） すみません、ちょっと伺いたいのですけれども、今年6月末の在庫が2年前に比べて75トン増える見通しというふうになっておりますけれども……
（75万トンの声あり）

1 番（今井幸代君） 75万トン増える見通しということが趣旨文のほうには書いてございますけれども、ちなみに伺いたいのですけれども、生産調整で政府が掲げている生産数量目標あると思うのですけれども、それと実生産量というのがどういった形になっているのか。昨年度、一昨年度どのようになっているのか伺いたいなと思えます。

2 番（椿 一春君） 生産量というか、ちょうど資料3番目のところでコメ在庫高水準続くということで、需要量はだんだん減少して行って、今は800万トン割れるぐらいの需要でしかないというのが新聞記事等書かれております。今全体でどれぐらいの需要量かというのは、私もわかりませんです。

1 番（今井幸代君） ちなみに、当町における25年度の実生産数量目標というのと実生産量というの、もちろん数字としては出ていますし、それが出た上での作況指数というの103です。そのように考えると、全国的に政府として掲げている生産数量目標と実生産量がそもそもかみ合っていないということも、今質問してもそういったデータがないというふうな形になると、需給調整を政府としては進めている。価格調整のための需給調整ですから、そんなふうにしてもなかなかそこが達成されない中で政府は何もしてこなかったというのは、まだちょっと方向としては違うかなと思えますし、その辺が数字として出てこないとなかなか納得でき得るものではないかなというふうにするのですけれども、その辺は全く数字としてはないのですか。例えば県だと減反、さっき松原委員のほうから減反未達成が8市町村ですか。

（8市町村の声あり）

1 番（今井幸代君） あるというふうにも聞いていますけれども、それが実際どれぐらいの量あるのかとか、それが全国的に見るとトータルでどれぐらいになっているのかとか、その辺の数字も明らかになってこないとなかなか判断するには、この請願を、うん、そうだね、これはそのとおりだねというふうにはなかなか難しいのではないかなというふうにするのですけれども、そういった今持っていらっしゃるデータみたいなものは、お答えできる数値的なものはないですか。

2番（椿 一春君） 示せる数値はありませんが、この在庫とかは、価格はあくまで農協が提示している価格であって、今いろんな個人売買ですとか直接コメの業者にコメを納めている、コメの流通も自由にやられております。でも、価格、一番これ苦しむというのは、今までコメを一生懸命作って、生産、栽培に一生懸命やっていた農家の方が、もう作るのには一生懸命、プロなのですけれども、売るすべがないというのが多くの農家の方なのです。今個人流通でインターネットで販売していたり、海外へ出していたり、そういった農家の方もいるのですけれども、ここで請願を求めているというのは、多くのただ作ることを一生懸命やっている農家の方のためにこの請願を出して、価格を安定させてやらなければいけないというふうに私は考えます。

9番（川口與志郎君） 米粉の、今県知事は踊り場だと言っています。米粉のことが数年来言われてきて、大変私期待して、これコメの需要を増やすという意味で非常に大事な要素だと思っています。麺類とかパンとかパスタとか、日本人、特に若い人が好むようなところを米粉でいくと。それを推し進めていくということも一つの大事な事業を掘り起こすことになると思います。県知事は、踊り場だと言っている。これどういうことだかちょっと詳しいことわかりません。ですが、積極的にその辺も展開していくと県知事は言っていますので、そこを期待して、需要が伸びるように、私は消費者の立場ですが、それを切に願っております。

4番（浅野一志君） 請願本文のところに「緊急に過剰米処理を行なうこと」とあるのですけれども、それは今言った米粉とか、そういうふうなことも入るわけですか。

9番（川口與志郎君） 可能な限りには需要を掘り起こすということだと。ブランドとして海外に売っているというのは当然、それから国内的にも米粉の踊り場を乗り越えて普及を図るとか、そういうことが当然あると思いますが、これ緊急の問題として請願を出しているわけです。実際には、生産者の方が大変困っている状態ですので、緊急の処置をとということで考えているわけです。先ほど言った古米を一部処理しているということでしたが、もっと大幅にしていくことが差し当たっての緊急の課題として大変大事ではないかと。そういうことを国には言ってくださいという請願だと思っています。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかに。

13番（泉田壽一君） 順番に整理していきます。

まず米粉の問題。米粉が今初めて生まれたようなこと言っていますけれども、米粉なんていうのは40年前からもうされていたことであって、大体みんながそういう

活動もしてこなくて、困ってくるといかにも今始まったようなことを出しているけれども、その米粉というのはこの田上の産物で、田上の特産品として扱われて、そして新潟市の伊勢丹に売られていたのはもう40年前です、雅麺という形で。商工会に関係していたから、よくわかると思いますけれども、それを田上の人がわからないで、知事がああ言っています、こう言っています。だから、地元の認識さえも知っていないと。そういうことに対して何ら消費の拡大を図ってこないで、これは田上の特産物だったのです、米粉なんて。だから、そういう歴史の中でののであれば、今初めてきのうや今日米粉なんていう話はしてもらいたくない。事実認識がない。

それと、この文面、請願の中の「何ら対策を講じてこなかった」と。対策は講じたけれども、農家の方の非協力性の部分が大きくて対策が成功しなかった。この文面は、大分意味が違っている。それから、「政府の責任で需給調整を行なうのは当然」だと。それは、やってきたけれども、農家の中で非協力的な人が多くて需給調整がならなかった。だから、幾ら政府が言ってもできないから、自らの責任に転嫁しようというのが今の政府の方針なのだ。もうとことん困らなければ、自分が困らなければできないなど。要するに子どもと同じく、幾ら言っても聞かせたって言うこと聞かない、どうにもならない。だから、自分のことは自分でやれと。突き放される寸前になってきて慌てているということ、それが実態です。ですから、全部がとは言いません。要するに世の中100人いれば、100人の中で80人は協力したけれども、20人は非協力的だと、こういう実態がずっと続いてきたのです。それがみんなのしわ寄せ。

それから、需給調整なんていって緊急に過剰米処理を行うことと。この文面を見れば、早い話捨てるということです。そのコメを、古米は全部廃棄せよということなのです。ほかに回せば、回したらそれが需給を狂わすのですから、だから需給調整をやるということはそれを捨てるということです。だから、こういう言葉で書かれていると私は思っています。

それと、特に新潟県が農業県だ、農業県だというあぐらをかいて、その職業についている人を、かつては私もその道にいましたけれども、新潟県が農業県だといっただって、総生産額は千二、三百億円しかないのです。隣の群馬県は農業県と言われないけれども、農業の生産量、販売量が1,800億円から2,000億円あるのです。それは何でかと。昔から言われている農業所得を確保するために自分らで企業努力しなければならぬ。だめな商品にしがみついて、俺はこれしか作らないからこれだけし

かしないのだけではなくて、そのために多角経営というのがあって、それで畜産をやるとか、酪農をやるとか、いろいろな分野を組み入れて、畑作だとか、だから今の農業の実態の中で一番地域として最高の所得があるなんてよく言われますけれども、長野や群馬の一带で、その集落が平均で2,000万円の売り上げがある、全戸です。コメ作っていますかといったら、一軒もコメ作っていないのです。そこへコメは誰が売っていると思いますか。隣の小須戸です。その人は営業マンで、そういう農家に回って、そういう人たちは2,000万円も所得がある、野菜で。コメは何も作っていない。だから、そういう人たちのところへ営業に回って、コシヒカリのサンプル、みんなの、その集落全部のところへ、二百何十軒といったかな。みんなを持って行って、それをみんな食べさせて、それでおいしいと。そして、注文もらって定期納入という形をとっている。農家の中ではいろいろそうやってやっている人がいるの。そんなインターネットがどうだ何だかんだって、結局自らの所得は自ら稼がなければだめなの、自分で汗かいて、自分で努力して。一般質問でも自助、公助、共助とか何かいろいろな話もあったけれども、要するに誰も飯なんか食わせてくれないのだ。自分の稼ぎは自分で稼がなければだめなのだ。世の中ってそうなっているのだ。最後はできなければ生活保護という制度が日本にある。それを原点として、全ての分野、だからこういうことを言うのであれば、まずコメを食おうと、パンを食っているやつは国賊だと、ラーメンを食っているやつは国賊だというぐらいの雰囲気にならなければだめです。そうなれば、生産量なんか足りません。生産調整なんか言わなくたって、コメなんか足りなくなるし、価格は上がるし。まず自らが、こうやって出している人、この人私知りませんけれども、朝はパンです。昼はラーメンです。夜は晩酌したからコメ食いませんでしたなんていう、そういうのは国賊なのだという、そういうムードを国内全部に作っていくことが大事なのであって、まずJAにいがた南蒲の田上支店見てもわかるでしょう。ああいうところがパン屋に貸しているのです。パン屋に貸してパン作らせてパン売らせているのです。そういうのもっと追求してやっていくことが、改善していくことが大事なのではないですか。いろいろ言わせてもらったけれども。

9番（川口與志郎君） 今泉田委員の言われたことほとんど賛成でありまして、6次産業とか農商工連携とか、大変重要なことだと思います。それから、小麦の生産やめてコメを食べろというの賛成です。大賛成。乾杯のときは日本酒で、ビールはだめだ、焼酎もやめて……

（いや、米焼酎でいいの声あり）

9番（川口與志郎君） やっぱりそういう今泉田委員のおっしゃったようにコメを食べるといふ、おいしいのです、本当に。それ大事なことだと思います。ほぼ賛成です。

13番（泉田壽一君） それで、この請願は請願として、今度12月の議会になったら川口議員だの椿議員がコメの消費拡大を図るその運動といふことの請願を出していただきたい。そういう意見を国に送って消費拡大を図る、そういうことがまず大事な道ではないかといふこと一言言わせてもらいます。

総務産経常任副委員長（松原良彦君） 私も一言。

私も泉田委員のおっしゃるとおりだと思いますけれども、大変なのは来年なのです、コメが余っていくと。ですから、来年のためにも12月議会そういうふうな運動をしていったほうが私もいいかと思ひます。

以上です。

11番（池井 豊君） 川口さんが用意してくれた4番の右下のほう見ると、販売の見込みが立たなくなった主食用米が需要が期待される加工用、飼料用に販売されることが想定されるという意味、こういう川口さんが、紹介議員が示した資料にも書いてあるのに、といふことは処理をするといふの、これコメ捨てるという請願になるというふうにとれますので、これまたもうちょっといい内容に書き直して、椿さんももうちょっと協力して、椿さんがもっとよく協力して、ぴったりくるような内容でちょっとあれしたらどうですかねと私も思ひます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

いろいろ議論があつたようでございますが、この請願は請願で、やっぱり今後の問題としてはコメの消費拡大なんていふのは議会として後で考えればいいことであつて、今回のこの請願についてどうするかといふ方向で結論を出したほうがいいかと思ひますので。いろいろ今聞いていたら、反対はないようですけれども、採択するか、もしくは趣旨採択にするかといふような方向ではないかと私は聞いていましたけれども、その辺で結論づけてもいいでしょうか。

9番（川口與志郎君） 委員長の言ふとおりに思ひますが、趣旨採択といふのは力持ちません。何も前進しないのです。ただ、議論をいろいろされましたので、それで反対出なかつたといふのは非常に大事なことだとは思ひますが、対外的な問題では採択をしていただきたいといふふうには、趣旨採択でなくて、していただきたいといふふうには思ひます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 今そういう意見もありましたけれども、採択してほしいといふことでしたけれども、先ほど申し上げましたように反対はないと。で

あれば、趣旨採択というのは余り私もいい方法ではないとは思いますが、請願された団体なり紹介議員の、言い方悪いですが、顔を立てるという意味であれば、賛成しかねるということであれば趣旨採択という方法もあっていいのかなと私は思いますので、そういう方向で、では討論があればするということでしょうか。

(そういう方向であればいいですの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) では、討論のある方。

9番(川口興志郎君) さっき言いました繰り返しになりますが、趣旨採択というのはしないよりはずっといいと思いますが、実際問題として力になりません。ですから、採択をお願いしたいと思います。

総務産経常任副委員長(松原良彦君) 私は、趣旨採択という方向が今回の場は一番いいと思います。というのは、田上が減反、自主減反100%していない以上は余り強いことは言えない。やっぱりケース・バイ・ケースで議るのは議る、物々交換でも。田上町が100%減反協力、自主減反協力しているのであれば、私は採択してもいいですけれども、そこができていない以上は、やっぱり考えるところは趣旨採択が一番いいのではないのかと私思っています。

11番(池井 豊君) 私は、不採択したほうがいいと思います。というのは、いや、紹介議員、川口委員が提出した資料等々を見ながら、この文面を読むと、コメ捨てると言っていることなので、私は飼料用米に積極的に転用するというようなことだったら非常にいいと思うのですけれども、何かコメ捨てるというような内容にとれるので、私は不採択の意見とします。

総務産経常任委員長(熊倉正治君) ほかにありませんか。

それでは、不採択という話もありますので、3つお諮りしたいと思います。

では、最初にこの請願を採択するに賛成の方、起立をお願いします。

(起立少数)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 2人ですね。

では、不採択ということは。

(起立少数)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 1名。

趣旨採択ということで。

(起立多数)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 3ということですかね。

では、委員会の結論としては、いろいろ意見分かれてはいたけれども、趣旨採択ということで決したいと思います。

午前11時56分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成26年9月11日

総務産経常任委員長 熊倉正治